

# 習志野市農業委員会総会議事録

平成22年第7回習志野市農業委員会総会は平成22年7月21日（水）JA千葉みらい習志野支店で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 18名出席 欠席 0名

委員氏名（網かけは欠席委員）

1番 田久保 清一	2番 飯 生 良	3番 吉 野 吉雄
4番 中 台 孝政	5番 斉 藤 健次	6番 央 重則
7番 田久保 武士	8番 宮 本 泰介	9番 市 角 夏司
10番 村 山 光男	11番 織 戸 正裕	12番 飯 生 正己
13番 織 戸 和行	14番 伊 藤 豊	15番 海老原 健治
16番 谷 岡 隆		

会長職務代理者 吉野 弘司  
会 長 廣瀬 博

1. 議案審議結果

上 程 2 件 承 認 2 件 不 承 認 0 件 審 議 未 了 0 件

1. 閉会時間 午前10時25分

1. 付議事項

議案第28号 生産緑地のあっせん結果について

議案第29号 生産緑地のあっせん結果について

報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	<p>それでは、平成22年第7回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は全員出席で18名であります。</p> <p>よって、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則 第26条第2項」の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>14番 伊藤 豊委員と 15番 海老原 健治委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案案件は、2件でございます。</p> <p>総会終了後のその他事項の中で、織戸 正裕委員より「都市計画審議会」の会議に出席したので、その報告をお願いします。</p> <p>また、その後に事務局より、全体研修会として「農業者年金制度について」研修を行います。</p> <p>それでは、議案第28号 「農地利用集積円滑事業規程の承認について」事務局より、議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、みなさんおはようございます。</p> <p>議案第28号農地利用集積円滑化事業規程の承認について議案説明を始めます。</p> <p>平成22年7月12日付け農政第239号において、習志野市長より農業委員長宛てに「農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程の承認について」の諮問があったので意見を求める。</p> <p>事由の詳細でございますが、</p> <p>平成22年6月30日付けで、千葉みらい農業協同組合より習志野市長に対し、当市の区域内において農地利用集積円滑化事業を実施するにあたり、事業実施に関する規程の承認申請の提出がありました。</p> <p>これを受け習志野市から農業委員会へ意見を求める諮問があがったものです。</p> <p>備考「農地利用集積円滑化事業」</p> <p>千葉みらい農業協同組合が実施しようとする事業の概要</p> <p>農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局、ご苦労さまでした。</p> <p>ただいま事務局より議案説明がございましたが、先日、総会資料を配布する際に 皆様には事前に「規程」に目を通しておくようお願いしておりますがいかがでしょうか。</p>

<p>議 長</p> <p>千葉みらい</p>	<p>この案件につきましては、「千葉みらい農業協同組合本店の担い手対策室より渡部（ワタナベ）課長」より事業説明等をいただくため呼んでいますので説明をいただいた後、に質疑・裁決に入ります。</p> <p>なお、習志野市における事業展開であることから農政課より、小栗係長も合わせて説明員として呼んでいます。</p> <p>事務局、2人を席に案内してください。</p> <p>席に着くまでの間、暫時休憩いたします。</p> <p>（農協および農政課が席に着く。）</p>
<p>議 長</p> <p>千葉みらい</p>	<p>休憩前に戻り会議を再開いたします。</p> <p>担い手対策室の渡部課長さん、農政課の小栗係長、本日はお忙しい中有難うございます。</p> <p>私達、農業委員に解りやすくご説明願います。</p> <p>それでは宜しく願います。</p> <p>皆さまこんにちは。</p> <p>担い手対策室の渡部でございます。</p> <p>それでは、農地利用集積円滑化事業規程について説明をしていきたいと思っております。</p> <p>平成21年12月15日、農地制度の改正により、今まで JA 千葉みらいが行ってきまされた事業があったのですが、今度から農地利用集積円滑化事業に移行されます。</p> <p>これに伴いまして、事業規程の変更がありますので、農政課さん、農業委員さんのほうに承認申請をお願いする次第であります。</p> <p>事業の概要になりますが、皆さまのお手元に事業規程の資料がございますのでこちらを見ながら説明を進めていきたいとおもいます。</p> <p>こちらの、農地利用集積円滑化事業は、農業経営基盤強化が基になっています。</p> <p>習志野市の基本構想に則して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用を円滑化するための事業という考え方になっています。</p> <p>事業内容としましては、農地所有者代理事業、農地売買・貸借の事業というようになっています。</p> <p>こちらの代理事業は、所有者から円滑化団体（千葉みらい）が契約を行い、農地を借り受けてくれる農家さんを探して、直接借り手から受け手へ契約を結ぶのですが、それを代理として相手を探すというような流れになります。</p> <p>貸借の事業というのは、今まで行っておりました利用権を所有者から JA 千葉みらいへ移して、その利用権を今度受け手の農家さんに移すというような流れになります。</p> <p>今までとの違いですが代理者事業の方では、</p>

千葉みらい	<p>中間保有者というものがなくなります。</p> <p>農地売買化事業の方は、利用権を受け手の農家さんが見つかるまでは、中間保有をしなければならない、という考え方にしなくてはならないので、利用権が千葉みらいにある場合には、土地の管理をしなければならないようになりました。</p> <p>全国的にみても、中間保有をしていない、事業を行っていないという団体が多かったこともあり、見直しを図り中間保有をしないということで、ここで新しく設定されることになりました。</p> <p>概要としてはここまですになります。</p> <p>あと、相談窓口になりますが、農協各支店の方に来ていただいて、受付をしていただき、その受付票を本店の担い手対策室の方に持って行った中で、直接農家さんと話をして農地の確認等をして、その後それぞれの対応をさせていただく形になります。</p>
議 長	<p>渡部課長、説明ご苦労さまでした。</p> <p>質疑に入る前に、議案第28号の申請者は、「千葉みらい農業組合代表理事専務 田久保 清一」名で申請が出ていますので、「農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限」に基づき1番 田久保 清一委員の退席を求めます。</p> <p>田久保委員退席の間、暫時休憩いたします。</p>
田久保委員	<p>(田久保清一委員退席)</p>
議 長	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。</p> <p>只今、「農地利用集積円滑化事業規程」について、説明がありましたが、この規程および規程に伴い習志野市の農業行政について、ご質問等のある方は、挙手願います。</p>
議 長	<p>…まだ出ないようですので、私の方から質問させていただきます。</p> <p>習志野市の基本構想に沿って、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用を円滑化するものとあります。</p> <p>第2章第6条に記されている農業の経営、もしくは農作業の委託とありますが、これは具体的にどこまでの範囲で農協さんができるのでしょうか？</p>
千葉みらい	<p>はい。委託ということなのですが、差し当たり農地の貸借について重点的にやっ ていこうというようになっております。</p> <p>もちろん、規定の中にある売買、委託等もありますが、このあたりは徐々に事業を整備して進めていきたいと思っております。</p> <p>まずは、農地の貸借に重点を置きたいと思っております。</p>

議 長	<p>わかりました。</p> <p>簡単に手続きの流れをまとめて教えてほしいのですが。</p>
千葉みらい	<p>細かいところの説明になりますが、契約していただく中に契約事項の書類がありまして、その中で重要になってくるであろう点、改良工事に関して、修繕に関しては、どちらが負担するか、また固定資産税に関して等を契約書に明記して、両者納得した上で捺印して頂き申し込みという形をとらせて頂きます。</p> <p>今回の事業ができたことにより、文面できちんと示して納得の上で行うという形にしていきます。</p>
議 長	<p>内容を理解するには難しすぎる文面なのですが、もっと簡単にならないのでしょうか。</p>
千葉みらい	<p>私も勉強の為に読ませていただいたのですが、私が読んでいても難しいところが多々ありますので、要綱の方もわかりやすく作りなおそうかと考えております。</p> <p>皆さんにご説明させていただく際に、パンフレット等お配りできたらと思うのですが、今のところ作られていないようなので、取り急ぎ簡単なものを作り、説明する際にはその資料を用いようと思います。</p>
議 長	<p>委託というよりは、売買等を行うということですか。</p> <p>専門のチームを作ったりするのですか。</p>
千葉みらい	<p>そういうところまで、できればいいと思っています。</p> <p>専門のチームを作るという案は出ていますし、千葉市の方をまわった際に協力するという意向を示して頂きましたし…ただ少人数でできる事ではないので、各地域でも協力して頂ける方を見つけて、徐々に体制を整えていけたらと考えております。</p>
職務代理	<p>今まで千葉市と習志野市は JA 千葉みらいということで、市をまたがっていることでの垣根は無いのでしょうか。</p> <p>例えば距離が遠くてこれでは無理だなというような…</p>
千葉みらい	<p>一応、通作時間というのが車で 30 分～一時間というところで考えております。</p> <p>ただ、隣接する市町村の方に対しても貸借は勧めています。</p>
職務代理	<p>市が千葉市と習志野市をまたがった場合、今まで通り農業委員に諮（はか）るのですか。</p>
千葉みらい	<p>はい。</p>

織戸(和) 委員	これは農協が貸し手になるのですか。 それとも、農協を通してという形になるのですか。
千葉みらい	代理者事業に関しては、あくまでも貸し手と農協の委任契約になります。
織戸(和) 委員	ということは、農協との貸し借りになるのですか。
千葉みらい	貸借に関しては、貸し手と借り手の契約になると思いますので、間に農協は入らないです。 ただ、契約が満了になった際の手続き、賃借料の支払い等は農協の方でやります。農地を探して下さい、という委任契約をする期間が例えば10年として、農地の貸借の際、貸し手と借り手の契約が例えば5年だとすると、この間で5年残ってしまっているのです、その5年間に関しては、また相手を探して下さいという5年になります。
織戸(和) 委員	土地の貸し借りなので、農協さんが入ってくれた方が、何かトラブルがあった際に安心できますね。
千葉みらい	農業経営基盤強化促進法というのは、期間が満了すれば必ず土地は返ってきますので、そういうトラブルはなくなります。
谷岡委員	先程、農業委員会に諮ると言っていましたが、これは貸し手側の農業委員会に諮る形になるのですか。
千葉みらい	農地がある方の農業委員会になります。
谷岡委員	この規定は、習志野市長、千葉市長両者の承認があった日から施行するとなっていますが、同じものが千葉市の農業委員会にも諮っているのでしょうか。
千葉みらい	はい。千葉市も今日農業委員さんが集まって質疑のほうをしていると思います。
谷岡委員	少し話が戻ってしまうのですが、24条で未墾地の取得ということが書かれていますが、この未墾地とはどういう状態をいうのでしょうか。
千葉みらい	ここでいう未墾地は、長期間何もしていないような遊休農地といいますか、事業をしないと回復できない、現段階では農地としては使えない土地をおそらくここでは未墾地と言っていると思います。

飯生(良) 委員	農協のほうとしても中間管理が難しいというように言っていましたが、最終的にどうしていくのですか。
千葉みらい	今までの農地を動かす事業ですと、中間保有して中間管理をしなければならないというものだったのですが、中間管理は農協では難しいので、情報は受けますが相手がみつかるまでの間の管理はお願いしますという形だったので、今回代理者事業になってくると情報が上がってきて、相手が見つからない方に関しては全部委任契約を結ばないといけなくなってきます。
議 長	委任契約を結んだ農地に、草が生えたりした場合には農協さんが草を刈って農地を整えるというようなことをするのですか。
千葉みらい	委任契約というのは、あくまでも相手を見つめますという契約なので、農地を整えるということになると、中間管理ということになってしまうんです。この中間管理がネックになってしまい、事業が進まなくなってしまう農協さんが多くなってしまったそうです。今回の法改正に伴って考え方を考えることができたのは、農協やその他団体にとって大きいです。
央委員	農地の貸借などの管理を手伝うということですか。
千葉みらい	そうですね。あくまでも委任契約というのは、相手を見つけるということなのです。
事務局	少し良いでしょうか。 今まで利用集積で市が間に入って行っていたのですが、その事業というのが農協さんにはできないことだったのです。 この改正で、農協さんができるようになったのです。 期間がくれば、トラブルも発生せずに土地所有者に農地が戻るということです。 農協さんは橋渡しなのですが、そういったメリットがある、利用集積とほぼ同じとっていただければ考えやすいかと思います。以上です。
千葉みらい	習志野市さんに関しては、農政課さんが頑張っていて、利用集積というのはかなり一体となって進めているという実感があるのですが、千葉市に目を移しますと、間に農協が入ってくれば農地を貸しても良いという声が多いんです。 改正されることによって、そういう方々もこの事業に参加いただければ、より良くなっていくのではと思います。
宮本委員	未墾地となっている農地を復帰させる場合にかかる費用というのは、

宮本委員	誰が負担するのでしょうか。
農政課	<p>基本的に未墾地（耕作放棄地・遊休農地）というのは、土地所有者の責任というのがありまして補助金はでないのですが、地主以外の方がその土地をきれいにして耕作をやっていくという場合にはいくつか補助の制度があります。</p> <p>この事業はそもそも担い手の人たちに農地を渡そうということ、耕作放棄地を減らしていこうということが大きな狙いになっています。</p> <p>県・市・農業委員会・農協、これらが担い手育成協議会を作って、農地を広げていきたい、後継者を育成して担い手になってもらいたい、そういう為に必要情報を出し合いながらその人たちに農地が集まるように、農協とも調整をはかっていきたいということです。</p>
谷岡委員	<p>千葉市ではあまり進んでいないということでしたが、これらはいわゆるヤミ耕作でやってしまっているのですか。</p> <p>それとも、耕作放棄地が増えてしまっているのですか。</p>
千葉みらい	千葉市に関しては、農協が間に入らないで利用集積でやっていたり、完全に把握はできていませんが、ヤミ耕作でやっているというのは全くないとは言い切れないんです。
谷岡委員	この事業を利用するように、みなさんに働きかけて下さい。
村山委員	私が今、担い手として利用集積をしているが、後継者にも以上できますか。
農政課	<p>戻って確かな事を言わなくてはならないですが、経営移譲というのは後継者に全て移譲して、その後継者がある方の農業を受け継いでやっていく制度だと思えますので、今まで受けている利用集積等についての経営移譲については、全てを渡すというのが一般的な理屈ですが…</p> <p>ただ、大事なことですので調べさせて頂いて…</p>
村山委員	その際、利用集積で貸借を結んだ土地だけなのか、他の土地も…
農政課	経営移譲は全ての土地を移譲しなければならないとなっています。
村山委員	全部やらないとだめですか。一部じゃなくて…
農政課	<p>はい。</p> <p>ただ、もうひとつ考えられるのは、現在認定農業者を受けていると思いますが、共同申請という形で、家族みんなで認定農業者になる制度がありまして、その制</p>



農政課	度を使って、それぞれの人たちが色々な事業に参加するというのがありますが…
村山委員	経営移譲を子供に半分、残りは親ということではできないんですね。
農政課	そういうのは、例がありませんができないと思います。
村山委員	これからの時代は、そういう問題を抱えた農家が徐々に出てくると思いますので、ぜひ柔軟に対応できるようにしてほしいです。
議 長	他にご質問等ございませんか。 質問等がなければ、裁決に入ります。
事務局	はい。一つだけ確認させていただいても良いですか。 先程農地の管理は行わないということだったのですが、農家の貸し手の方は、農協さんの方にうちの土地の借り手を探してほしいと言った段階で、おそらく耕作はされていないと思うんです。 すぐ見つからなかったりして期間があいてしまった場合、これは耕作放棄地になる可能性が非常に高いと思われます。 「一時的に貸し付ける相手が当面いない場合に限り管理を行うものとする」と謳われていますが、このような場合、農協さんは管理を行ってくれると理解しても良いのでしょうか。 農地が荒れてしまうのは避けたいです。
千葉みらい	代理者事業に関しては、中間保有は無いということなので、管理は当てはまらないと思います。
宮本委員	これは、実施規則のようなものは付きますか。
千葉みらい	実施要領を今作っている最中です。
議 長	他に質問がある方いらっしゃいませんか。 裁決に入る前に、JA千葉みらいの渡部さん・農政課の小栗さん 本日はお忙しい中、説明員として出席下さいましてありがとうございます。 これにて、退席いただいて結構です。事務局、案内してください。 退席までの間、暫時休憩します。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 休憩前に戻り、会議を再開いたします。 議案第28号について、ご意見等ございますか。

<p>議長</p>	<p>・・・これより議案第28号について裁決いたします。</p> <p>議案第28号「農地利用集積円滑化事業規程」の承認について賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成により議案第28号「農地利用集積円滑化事業規程」は承認されました。</p> <p>よって、本日付けで、習志野市長に諮問の答申をいたします。</p> <p>続いて、議案第29号に入りますが、その前に、事務局は1番 田久保 清一委員を自席に案内して下さい。その間、暫時休憩いたします。</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。</p> <p>それでは、議案第29号「習志野市農用地利用集積計画（案）」の申請について、事務局より議案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第29号 習志野市農用地利用集積計画（案）の申請について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので意見を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲受人 習志野市 ●●さん ●歳 認定農業者</li> <li>・譲渡人 習志野市 ●●さん ●歳 農業</li> <li>・所在地番 習志野市鷺沼■丁目■番地 【畑】■■■■m<sup>2</sup> 農用地</li> <li>・所有者 ●●さん</li> <li>・移転しようとする事由の詳細</li> </ul> <p>譲受人の●●さんは、過去に3回利用集積（使用貸借）により農地を借り受けていますが、今回の申請は、所有権移転を目的として農地を取得するために利用集積で行うものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農類型 露地野菜中心の申請となっています。</li> <li>・譲渡人の●●さんは、平成21年10月に父親の●●さん死亡により農地を取得しています。</li> </ul> <p>農業は母親と2人で行っていますが、労働力不足により農地を農家に譲渡するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約内容 所有権移転</li> <li>・期間 永年</li> <li>・譲受人 ●●さん</li> <li>・農地面積 自作地 【畑】■■■■m<sup>2</sup></li> <li>借入地 【畑】■■■■m<sup>2</sup></li> <li>買受農地 ■■■■m<sup>2</sup></li> <li>実経営面積 ■■■■m<sup>2</sup></li> <li>・譲渡人 ●●さん</li> </ul>

	<p>所有農地      ■■■■■ m<sup>2</sup></p> <p>貸済農地      ■■■■■ m<sup>2</sup></p> <p>申請地        ■■■■■ m<sup>2</sup></p> <p>実経営地      ■■■■■ m<sup>2</sup></p> <p>・権利設定をしようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事している状況</p> <p>●●さん    ●歳   本人   農業   従事日数   350日</p> <p>●●さん    ●歳   妻   農業   従事日数   250日</p> <p>●●さん    ●歳   長男   農業   従事日数   300日</p> <p>●●さん    ●歳   二男   農業   従事日数   300日</p> <p>・農機具等の保有状況</p> <p>トラック等   5   耕運機   2   トラクター   2   管理機   3</p> <p>ビニールハウス12   噴霧器   4   倉庫   4   作業所   2</p> <p>次のページに案内図がございます。</p> <p>斜線の土地が所有地で、今回の申請地は実線で囲んであるところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局ご苦労さまです。</p> <p>議案第29号に付きましても、「農業委員会等に関する法律第24条議事参与の制限」に基づき委員の退席を求めます。</p> <p>退席の間、暫時休憩いたします。</p>
委員	<p>(自席を退席)</p>
議 長	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。</p> <p>只今の議案第29号に対しまして、ご質問等のある方は挙手願います。</p> <p>事務局補足説明があればお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の申請ではなく、農用地利用集積計画による所有権移転したのは税制上の特例が受けられるためご案内をしたものです。</p>
谷岡委員	<p>今回のようなやり方は申請者が農業委員だからということですか。</p>
事務局	<p>いいえ、申請する人がいれば全員にご案内をしております。</p>
議 長	<p>他に質問等がなければ、裁決に入ります。</p> <p>議案第29号</p> <p>「習志野市農用地利用集積計画(案)」の申請について、賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。</p>

<p>議 長</p>	<p>全員の賛成をもちまして、議案第29号は許可相当と決しましたので、本日付けで習志野市長に対し答申いたします。      それでは事務局、委員を自席に案内してください。      席に着くまでの間、暫時休憩いたします。</p>
	<p>(自席に着く)</p>
<p>議 長</p>	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。      報告第12号 報告第13号でございますが、これは、農地法第4条および第5条で、市街化区域内の農地転用届出であります。      皆様、事前にご覧頂いていると思いますが、何かご質問等ある方は、挙手願います。      ありませんか。      ・・・・質問等が無ければ、本日の総会はこれで終了いたします。</p>

